

公立大学法人前橋工科大学業務方法書

平成25年4月1日制定

公立大学法人前橋工科大学規程第1号

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、前橋市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成25年前橋市規則第19号）第2条に規定する事項を定め、公立大学法人前橋工科大学（以下「法人」という）の業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、公立大学法人前橋工科大学定款第28条に規定する業務（以下「業務」という。）の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

(業務の委託)

第3条 法人は、業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認められるときは、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第5条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札に付するものとする。ただし、別に定める場合は、指名競争入札に付し又は随意契約若しくは競り売りによることができるものとする。

(その他)

第6条 この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、前橋市長の認可の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。